

(仮) 第5次豊田市教育行政計画に係る基礎調査  
及び計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

令和7年度末で第4次豊田市教育行政計画の計画期間が終了することに伴い、令和8年度以降の将来に向けた新たな豊田市の教育目標及び重点施策を明確にし、教育行政に係る施策を総合的・計画的に推進するための(仮)第5次豊田市教育行政計画に係る基礎調査及び計画策定業務を行うことを目的とする。次期計画においては、本市の教育の現状及び課題並びにその対策を踏まえた総合的計画としての側面だけでなく、予測困難な社会の到来を見据え、子どもたちが身に付けるべき資質・能力の育成に向けて、今後、進めるべき教育ビジョンを明確に設定し、その上で目的の達成に資する具体的な施策を位置づけるとともに、新たな手法の導入など未来に向けた新しい計画とする。

2 契約の概要

(仮)第5次豊田市教育行政計画を作成するに当たり、現状の調査・分析、問題点の抽出及び課題の設定、学校規模適正化に係る基本方針の改定、教育行政計画調査報告書の取りまとめ、教育行政計画審議会の運営支援等の業務を委託する。

3 提案限度額

8,998,000円(消費税込み)

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

ア 公告日において、令和4年度・令和5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者

でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、特に問題ありません。）

キ 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

平成30年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件あたりの税込金額400万円以上の下記業務の履行実績を有する者

教育振興基本計画策定に関する業務

## 5 選考日程

### (1) 全体スケジュール

2月19日（月）	業者選定審査会による方式の決定
2月21日（水）	事業実施の公告、公表、公募開始 業務説明資料等の交付開始
3月 6日（水）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
3月 7日（木）	参加資格確認通知書の送付
3月12日（火）	質問の回答期限
3月21日（木）	提案書等の提出期限
3月28日（木）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
4月15日（月）（予定）	業者選定審査会による業者の決定
4月16日（火）（予定）	選考結果の通知
4月24日（水）（予定）	見積徴取
5月 9日（木）（予定）	契約締結

### (2) ヒアリング（仮）

ア 日時	3月28日（木） 午後1時30分～午後5時のうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所 教育委員室（東庁舎6階）
ウ 備考	提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。原則、主任担当者は出席すること（主任担当者が出席できない場合は、業務担当責任者が必ず出席すること）。全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 6 選考委員（予定）

委員長 教育部副部長 中垣 秋紀

委員	学識経験者	風岡 治（愛知教育大学教授）
	学校教育課長	小山 幾子
	教育政策課長	岩月 一裕
	市民活躍支援課長	小澤 真理
	こども・若者政策課長	宇佐美 由紀

## 7 提案書等の提出書類

A4サイズ8枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本6部）

### （1）業務実績

同種・類似及び本市の業務実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

### （2）業務従事者の業務経験

業務担当責任者、主任担当者等の経歴、同種・類似業務実績、現在の持ち業務

### （3）業務担当体制

### （4）業務実施計画等

提案に当たっては、第4期教育振興基本計画をはじめとする国の動向、教育をとりまく社会経済情勢、先行研究及び他市事例、第8次豊田市総合計画、第4次豊田市教育行政計画、第3次豊田市子ども総合計画等を参考にし、本市の現状や取組状況を踏まえること。その上で、第4次豊田市教育行政計画における問題点を抽出、深堀し、子どもたちが身に付けるべき資質・能力の育成の視点を踏まえた教育のビジョン及び課題の設定並びに今後5年から10年の期間に実施すべき対応方策を提案すること。

### （5）工程計画

### （6）取組等

アンケートの回収率を上げるための策を提案すること。

### （7）見積書及び積算内訳書

## 8 評価基準

（1）下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

ア 業務経歴等（30点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（9点）

（イ）業務担当者等の能力（18点）

- (ウ) 業務担当体制 (3点)
- イ 業務実施計画等 (60点)【選考委員評価】
  - (ア) 課題の設定及び解決策の提案 (48点)
  - (イ) 工程計画 (4点)
  - (ウ) 取組等 (8点)

ウ 価格評価 (10点)【事務局評価】

見積金額について、以下の式により計算を行い、評価する。

価格点 =  $10 \times (\text{最低見積金額} / \text{提案見積金額})$  ※小数点以下切り捨て

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選考する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

- ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 本プロポーザルは、令和6年豊田市議会3月定例会で令和6年度当初予算が可決されなかった場合、無効とする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>